

A 自 然 環 境

A-1 面積

A-1-1 総面積	A-1-2 可住地面積	A-1-3 林野面積
A-1-4 人口集中地区面積	A-1-5 市街化区域面積	
A-1-6 用途地域面積：住居専用・住居地域面積（#住居専用地域面積, #住居地域面積）		
商業・近隣商業地域面積（#商業地域面積, #近隣商業地域面積）		
工業・準工業地域面積（#工業地域面積, #準工業地域面積）、工業専用地域面積		

資料元 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、農林水産省「世界農林業センサス」、「農林業センサス」、総務省統計局「国勢調査報告」、茨城県土木部「明日のいばらきを創る－茨城県土木概要－」、茨城県都市計画課資料

資料元について

●全国都道府県市区町村面積調……国土交通省国土地理院発行の2万5千分の1地形図を基準に、満潮界を境とした陸地面積を測定して得た数値を調査基礎面積とし、その後1年間の市区町村の境界変更、埋立地又は干拓地などによる増減面積を加減して、毎年10月1日現在の都道府県市区町村別の面積を取りまとめたものである。

●世界農林業センサス・農林業センサス……「世界農林業センサス」とは、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱により、世界各国で実施されている農業・林業に関する調査である。日本では、1950年から10年おきに実施されており、加えて中間年には、日本独自に農業センサス（2005年より農林業センサス）が実施されている。農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的とする。

●国勢調査……我が国に常住する全ての人を対象として、5年ごとに行われる人口調査で、年齢、男女の別、配偶関係、国籍、労働力状態、従業上の地位、産業、職業、世帯の種類、住宅、従業地・通学地などについて調査するものである。

A-1-1 総面積

総面積には、湖沼の面積も含む。なお、水戸市及び東茨城郡茨城町は、境界の一部が未定のため、総務省統計局が推定により算出したものである。

A-1-2 可住地面積

可住地面積は、総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出した。なお、主要湖沼とは、面積1km²以上の湖沼で、かつ、人造湖以外の湖沼であり、埋立て、干拓等によって陸地化した区域を差し引いたものである。

A-1-3 林野面積

林野面積は、農林業センサスにいう「森林面積」と「森林以外の草生地面積」の合計である。これらの面積は、属地主義、すなわち土地の所在地の属する市町村別に計上されている。

「森林面積」とは、木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹、あるいは、木竹の集団的な生育に供される土地の面積をいう。国有林野の土地のうち岩石地、崩壊地、湿地、沢敷、林道等は含まれない。

A-1-4 人口集中地区

人口集中地区とは、次の基準に該当する地域をいう。

①国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。

②市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上）が隣接していること。

③それらの地域の人口が5,000人以上を有すること。

A-1-5 市街化区域

都市計画法では、都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域を定め無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることとしている。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域である。

A-1-6 用途地域

都市計画区域内の市街地の大枠としての土地利用を都市計画で定め、それぞれの目的に応じて、建築物の用途、面積等に関して一定の制限を加えることにより、土地の合理的かつ適正な利用を図る目的で考えられたのが用途地域の制度である。

都市計画法では、用途地域として、各地域を定めている。

- ①第1種低層住居専用地域 ②第2種低層住居専用地域 ③第1種中高層住居専用地域

④第2種中高層住居専用地域

⑦準住居地域

⑩準工業地域

⑤第1種住居地域

⑧近隣商業地域

⑪工業地域

⑥第2種住居地域

⑨商業地域

⑫工業専用地域

○住居専用地域

本書では、以下の地域の合計を住居専用地域として掲載している。

・第1種低層住居専用地域…低層住宅の良好な環境の保護を目的とした地域である。

・第2種低層住居専用地域…主として低層住宅の良好な環境の保護を目的とした地域である。小規模な店舗（150m²以下のものに限る。）の立地は認められる。

・第1種中高層住居専用地域…中高層住宅のための良好な環境の保護を目的として地域である。

・第2種中高層住居専用地域…主として中高層住宅の良好な環境の保護を目的とした地域である。一定の利便施設の立地は認められる。

○住居地域

本書では、以下の地域の合計を住居地域として掲載している。

・第1種住居地域…住居の環境保護を目的とした地域である。大規模な店舗等の建設は制限されている。

・第2種住居地域…主として住居の環境保護を目的とした地域である。かなりの用途の建物が建てられる。

○商業・近隣商業地域

本書では、以下の地域の合計を商業・近隣商業地域として掲載している。

・商業地域…主として商業、その他の業務の利便を増進するため定められた地域である。建築基準法によりこの地域で禁止される建築物は、原動機を使用する工場で、作業場の床面積が150m²を超えるもの（日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積が300m²以下の自動車修理工場を除く。）等のほか、次の「準工業地域」で禁止されている工場等となっている。

・近隣商業地域…近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業、その他の業務の利便を増進するため定められた地域である。建築基準法によりこの地域で禁止される建築物は、劇場、映画館、キャバレー、個室付浴場業に係る公衆浴場等のほか、次の「商業地域」及び「準工業地域」で禁止されている工場等となっている。

○工業・準工業地域

本書では、以下の地域の合計を工業・準工業地域として掲載している。

・工業地域…主として工業の利便を増進するため定められた地域である。建築基準法により禁止される建築物は、ホテル、料理店、キャバレー、個室付浴場業に係る公衆浴場、劇場、映画館、学校、病院等となっている。

・準工業地域…主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定められた地域である。建築基準法によりこの地域で禁止される建築物は、危険物等を製造する工場、危険物の貯蔵又は処理に供するものとなっている。

○工業専用地域

工業の利便を増進するため定められた地域である。建築基準法によりこの地域で禁止される建築物は、「工業地域」で禁止されているもののほか、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、物品販売業を営む店舗、飲食店、図書館、博物館、ボウリング場、スケート場、水泳場、マージャン屋、パチンコ屋等となっている。

以上各地域とも、建築基準法により建築できる建築物に制限があるが、公益上やむを得ないものなどは、例外的に許可されることになっている。

A-2公園

A-2-1都市公園面積 A-2-2都市公園数

資料元 茨城県公園街路課資料

A-2-1 都市公園面積, A-2-2 都市公園数

国及び地方公共団体が設置する都市計画施設である公園及び緑地又は地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園や緑地である。

都市公園は、次のように区分されている。

街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	特殊公園	大規模公園
国営公園	緩衝緑地	都市緑地	都市林	緑道	広場公園	

本書では、都市計画決定区域外に各市町村が独自に設置している公園も含めた公園街路課のデータを使用しており、面積及び箇所数は上記の各公園と緑地等の数値の合計である。ただし、箇所数に関しては、ある公園が複数の市町村にまたがっている場合は、当該市町村のうち最も占有面積の大きい市町村に計上している。